

令和2年3月

お客様各位

大陽日酸ガス&ウェルディング株式会社

新型コロナウイルス感染拡大によるガス料金の支払い猶予措置について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社と致しましては、政府の要請を受けた対応として、3月19日より、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による生活困窮者に対し、ガス料金の支払いを猶予する措置を実施致します。

対象は新型コロナの影響で休業を余儀なくされたり、失業に追い込まれたりして、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」や「総合支援資金」の特例貸し付けを受けられたお客様とさせていただきます。

具体的には、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」や「総合支援資金」の特例貸し付けを受けられたお客様で、当社へ特例貸付決定の通知を添えて申請を頂いたお客様に対して、2月分、3月分の各料金の支払い期限日を1カ月間延長致します。

本件に関する申請及びお問い合わせ先は、弊社担当者、又は、下記までお問い合わせ下さい。

大陽日酸ガス&ウェルディング株式会社 堺支店 営業部 村上

電話番号 072-236-0085

以上